

文部科学大臣旗争奪

2020年度 全国中学校ゴルフ選手権特別大会中部地区予選 兼 第5回 中部中学校ゴルフ対抗戦

開催日：2020年11月8日(日)
開催コース：片山津ゴルフ倶楽部 西コース



この大会はR&A・USGA発行のゴルフ規則(2019年1月施行)及び日本高等学校・中学校ゴルフ連盟競技規則と、この競技のローカルルールを適用する。

これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。

別途規定されている場合、または適用規定が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(2罰打)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(ゴルフ規則18) 1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア(規則17)

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて、反対側の救済を受けることができる。

ペナルティーエリアのためのドロップゾーン

ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則16)

- (a) 修理地
 - (1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域(マーキングされたギャラリー用の通路を含む)
 - (2) 張芝の継ぎ目; ローカルルールひな型F-7を適用する。
プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害となっている場合
 - (i) ジェネラルエリアの球:
そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。
 - (ii) パッティンググリーン上の球:
そのプレーヤーは規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。
しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレンジ以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないこと(再ドロップ)を意味している。
 - (3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。
- (b) 動かさない障害物
 - (1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - (2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - (3) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない(例外: ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝)。
 - (4) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。
- (c) 地面にくい込んだ球
バンカーの上方の積み芝の面にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。
- (d) 電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道は、全幅をもって道路とみなす。なお球がこのカート道路の上にある場合は、競技者は規則16.1bの救済を受けなければならない。但し、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることができる。

4. 不可分の部分

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

5. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト；ローカルルールひな型 G-1 を適用する：
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R & A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載しているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
例外：1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
- (b) 溝とパンチマークの仕様；ローカルルールひな型 G-2 を適用する：
ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (c) 適合球リスト；ローカルルールひな型 G-3 を適用する：
ストロークを行うときに使用する球は R & A が発行する最新の適合球リストに掲載されていない。
このローカルルールに違反した球でストロークを行ったことに対する罰：失格
注：上記 (a) 及び (c) の更新されたリストは ww.jga.or.jp あるいは ww.randa.org で閲覧できる。

6. 危険な気象状況によるプレーの中断（規則 5, 7）

危険な状況のためにプレーの中断、または通常中断はサイレンによって伝えられる。
どちらの場合も、プレーの再開はサイレンによって伝えられる。

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

| | |
|-----------------|----------------|
| 差し迫った危険のための即時中断 | 1 回の長いサイレン |
| 危険な状況ではない中断 | 3 回の連続する短いサイレン |
| プレーの再開 | 2 回の連続する短いサイレン |

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

7. 練習（規則 5）

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習
ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される：
「プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習してはならない。
規則 5.2 の違反の罰：規則 5.2 の罰則規定を参照。
例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。」
- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くでの練習を禁止する
ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：
「2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない
・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。」

8. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則 16.1c(2), 17.1d(2), 19.2b, 19.3b）が要求する救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から 1 クラブレンジス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ適用する。

9. キャディー（共有）

規則 10.3a は次のように修正される；プレーヤーはラウンド中に競技委員会が指定したもの以外をキャディーとして使ってはならない。

10. スコアカードの提出（規則 3.3b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

11. 競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

12. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議（再開、予備日など）するものとする。

13. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

注意事項

1. ローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールでのティーイングエリア付近に掲示して告示する。
2. 正規のラウンド中、プレーヤーはキャディーの使用を禁止する。
3. プレー中は、JGA 発行のルールブック（2019年版）、ローカルルール、グリーンフォーク、目土袋、スコップを常に携帯すること。なお、必ず学校名・名前を明記しておくこと。
4. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
5. **プレー中は、乗用カートに乗車することができる。**
6. キャディバッグは各自でカートに積むこと。
7. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意すること。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを科す。
8. **9番ホール、18番ホールのティーショットは前方の安全とホール内の信号が青であることを確認してから打つこと。**
9. 練習は指定練習場にて行い、打球練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人20球を限度とする。なお、打ち放し練習場での **230ヤード以上の距離の出るクラブは使用禁止**とする。打席は指定された打席を利用すること。ラウンド終了後の打球練習場および練習グリーンの使用はできない。
10. 使用ティーは、男子は青色、女子は赤色とする。
11. 服装は日本高等学校ゴルフ連盟が定めるユニフォーム規定を遵守すること。ハーフパンツ・スカートを着用する場合は、くるぶしが隠れるソックスを着用すること。
12. 競技上、スコア・その他で疑義があると思われたら、競技者本人が直ちに競技委員に報告すること。
13. **体調不良を少しでも感じたら、コース上のすべての人のために競技を棄権し、競技委員に申し出ること。**
14. コース内では緊急時以外の携帯電話の使用を禁止する。(公式指定ラウンドも同様)
緊急連絡先：片山津ゴルフ倶楽部西コース TEL：(0761)73-8321 (代)
15. **競技委員・選手・報道以外はクラブハウスおよびコースの立入を禁止する。保護者等の立入りは、駐車場までとする。**
16. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
17. 競技委員会は規則 1.2 および 20.2 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含め、エチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格を含め罰を科すことができる。
18. 公式練習日の受付は、各組のスタート時間の30分前までに完了すること。受付はゴルフ場フロント付近で行う。大会当日は午前8時50分までに受付を完了すること。
19. **大会のスタート表は、中部高等学校ゴルフ連盟公式ホームページに掲載する。**
20. プレー中はもとより、クラブハウス内においてもマナー・エチケットをよく守ること。
21. 競技中に発生した疫病や紛失、破損、その他の事故等に際し、主催、運営、後援、協力等の各団体は一切責任を負わない。

競技委員長